



Title	規約
Citation	国際広報メディア・観光ジャーナル, 36, 115-117
Issue Date	2023-07-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91313
Type	bulletin (other)
File Information	Jimcts_36_rules.pdf



[Instructions for use](#)

大学院国際広報メディア・観光学院

『国際広報メディア・観光学ジャーナル』規約

(発行母体)

第1条 本ジャーナルは、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 (Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies, Hokkaido University、略称 IMCTS) (以下「学院」という。)を発行母体とする。

(名称)

第2条 本ジャーナルは、学院の学術研究誌であり、『国際広報メディア・観光学ジャーナル』(The Journal of International Media, Communication, and Tourism Studies、略称 Jimcts)と称する。

(目的)

第3条 本ジャーナルは、国際広報メディア並びに観光学に関する研究・教育成果を公にし、当該研究分野の研究の発展に資することを目的とする。

(刊行回数)

第4条 本ジャーナルは年2回刊行を原則とする。9月刊行号を秋号、3月刊行号を春号と略称する。

(掲載原稿の種類)

第5条 投稿可能な原稿は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別招待論文
- (2) 特集論文
- (3) 自由論題論文
- (4) 研究ノート
- (5) 書評

(投稿資格者)

第6条 投稿資格者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申し込み時に学院担当の教員。
- (2) 申し込み時に学院の博士後期課程に在籍する学生。
修士課程の学生については、申請に基づき編集委員会がその可否を決定する。
- (3) 上記の規程にかかわらず、編集委員会によって執筆を依頼された者。
- (4) 特別の事情から掲載を希望し、編集委員会が投稿を認めた外部執筆者。

(編集委員会)

第7条 本ジャーナルの編集委員会は、以下の者をもって構成される。

- (1) 研究成果公開委員会委員。
- (2) 編集委員長は研究成果公開委員長が兼任する。
- (3) 編集委員会は、編集実務、および特集テーマの設定、審査委員の委嘱、投稿依頼、査読の最終判定等の編集に関わるあらゆる業務を遂行する。

(レフェリー制)

第8条 投稿された各論文は、編集委員会によって委嘱された学院内外の査読委員2名、あるいは委員会が必要と認めた場合は3名によって審査される。

(第一次審査判定)

第9条 各査読委員は、審査を委嘱された論文(第5条の(1)～(3))を以下のいずれかに判定し、詳細な所見を付け加えて、指定された期日までに編集委員会に提出する。

- A) 無修正掲載可
- B) 修正後掲載可
- C) 修正後再審査
- D) 掲載不可

(第二次審査判定)

第10条 第二次審査判定は、次の段階を踏んで行われる。

- (1) 編集委員会は、2名あるいは3名の審査員の評価を総合的に判断して、上記A)～D)のいずれかに決定する。
- (2) 「B) 修正後掲載可」と判定された論文は、投稿者に書き換えを要請し、編集委員会の判断によって掲載する。
- (3) 「C) 修正後再審査」と判定された論文については、投稿者に書き換えを要請し、当該査読委員に第二次審査(再審査)を依頼するが、その際の判定は、A) 無修正掲載可 B) 修正後掲載可 D) 掲載不可、のいずれかとする。
- (4) 掲載可否の最終判定は、2名あるいは3名の審査員の評価を総合的に判断して編集委員会が決定する。
- (5) 論文の採否は、編集委員長から投稿者に通知される。

(審査基準)

第11条 査読委員は、査読にあたって主として以下の点を考慮する。

- (1) 国際広報メディア、観光創造の研究に関わる論文として、独創性、論理展開において、内容が一定の水準に達しているかどうか。
- (2) 先行研究への目配りが十分になされているかどうか。
- (3) 表記・表現が的確か、注・参考文献等の典拠の書き方が適切か。
- (4) 画像・図版等の著作権について著作権所有者の掲載許可を受けているかどうか。

(電子化公開)

第12条 2007年度刊行の6号より本ジャーナルは、北海道大学学術成果コレクション(HUSCAP)にデジタル形式で登録・保管・公開される。著作権の関係上電子化掲載が困難と判断された論文は、HUSCAP登録をみあわせる。

(執筆要領)

第13条 投稿される原稿は、以下の要領で作成されることとする。

- (1) 原稿は必ずワープロで作成し、ソフトはMicrosoft社のWord(以下「Word」という。)を使用する。
- (2) 原稿は本文が12,000字～20,000字(400字詰め原稿用紙に換算して30～50枚)を越えない範囲で書き、表紙・図・表・注・参考文献を含め、下記書式フォーマットに従い、A4版20ページ以内で提出する(下記、書式フォーマットを参照)。欧文は4,800～8,000 wordsで、下記書式フォーマットを参照し、20ページ以内で提出する。
- (3) 本文に使用するフォントはMS明朝体「10.5ポイント」、注と参考文献は「10ポイント」で本文の後にそれぞれまとめ(注は完成版では本文の横に入る)、ヘッダやフッタは付けない。欧文はCenturyを使用する。
- (4) 原稿は横書きとし、使用言語は日本語か英語を原則とする。
これ以外の言語で執筆を希望する場合、執筆申し込み時に届け出、編集委員会の承認を得ること。
- (5) 英語による表題と、100～150語程度の英文abstractを必ず添える。
英語以外の言語を希望する場合は、編集委員会の承認を得ること。
- (6) 原稿は、Wordで作成した電子データ(身分・氏名を明記したものをメールで)と紙媒体(身分・氏名を明記したもの1部、匿名のもの3部)の双方を締め切りまでに提出する。ただし査読対象の論文以外の場合、紙媒体は身分・氏名を明記したものの1部でよい。また採択決定時には、最終原稿をWordで作成した電子データ(身分・氏名を明記したものをメールで)と紙媒体(身分・氏名を明記したものの1部)の双方を提出する。
- (7) 「B) 修正後掲載可」あるいは「C) 修正後再審査」となって原稿を再提出する場合、修正箇所を明示し、査読委員に要請された修正に応じない場合にはその理由を説明する。
- (8) 原稿の校正は最大限第三校までとし、部分的な変換ミス・脱字等の修正以外は認めない。
但し、第三校は編集責任者のみに対応する。
- (9) 書式は下図を参照のこと。提出原稿にはすべて、右上にタイトルページを1ページ目として、ページ番号を振ること。(タイトルページは刷り上がりページに含まれる)

(刊行日程)

第14条 本ジャーナルは、原則として以下の日程に従って編集作業を進める。

- (1) 9月秋号
 - 1月上旬 : 全投稿資格者への投稿募集・申込用紙の配布
 - 1月末日 : 投稿申し込み締め切り
 - 4月下旬 : 論文原稿提出締め切り → 第一次査読
 - 6月中旬 : 第二次査読
 - 7月中旬 : 採否最終決定・決定稿提出
 - 8月上旬～ : 初校・第二校
 - 9月下旬 : 発行
- (2) 3月春号
 - 7月上旬 : 全投稿資格者への投稿募集・申込用紙の配布
 - 7月末日 : 投稿申し込み締め切り
 - 10月下旬 : 論文原稿提出締め切り → 第一次査読
 - 12月中旬 : 第二次査読
 - 1月中旬 : 採否最終判定・決定稿提出
 - 2月上旬～ : 初校・第二校
 - 3月下旬 : 発行

[1 頁目]

題名 —副題 (ない場合、空行) 氏名
欧文タイトル (英語): 欧文サブタイトル NAME (例) TAKAI Kiyoshi (姓) (名)
<abstract> 100 ~ 150 語程度

[2 頁以降]

横 40 字
32 行

2009/12/01

2014/12/08 改定

2015/06/24 修正

2015/11/06 修正

2017/12/05 修正

■執筆者一覧

渡部聡子 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 助教)

奥 聡 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授)

朱 迪 (北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 博士課程)

北村倫夫 (2023 年 3 月まで北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 特任教授、
同年 4 月より同研究員)

長島美織 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授)

山下好孝 (モンクット王ラカバン工科大学教授、北海道大学名誉教授)

■本号編集委員・査読委員一覧

天田顕徳、浅野友紀、プンティロフ・ゲオルギーフィルクラ・ピーター、石黒侑介、伊藤直哉、原由理枝、堀晋也、鄭惠先、金山準、木村宏、金ソンミン、長島美織、西川克之、小椋彩、王冰、大友瑠璃子、パイチャゼ・スヴェトラナ、佐々田博教、鈴木純一、寺田龍男、冨成絢子、辻本篤、上田裕文、渡邊浩平